

令和4年第1回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分 1件

□議第1号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第10号))

①予算額

- ・補正前予算額 25,140,514千円
- ・補正額 839千円
- ・補正後予算額 25,141,353千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(839千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染拡大により自宅待機となった要援護在宅療養高齢者等への食料等配送事業費の計上(839千円)

2 新年度予算 10件

□議第2号 令和4年度野洲市一般会計予算

□議第3号 令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

□議第4号 令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

□議第5号 令和4年度野洲市介護保険事業特別会計予算

□議第6号 令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

□議第7号 令和4年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

□議第8号 令和4年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

□議第9号 令和4年度野洲市水道事業会計予算

□議第10号 令和4年度野洲市下水道事業会計予算

□議第11号 令和4年度野洲市病院事業会計予算

3 補正予算 5件

□議第12号 令和3年度野洲市一般会計補正予算(第11号)

①予算額

- ・補正前予算額 25,141,353千円
- ・補正額 937,300千円
- ・補正後予算額 26,078,653千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 個人市民税（70,452 千円）、法人市民税（28,291 千円）、固定資産税の現年分（73,925 千円）及び猶予特例分（111,361 千円）の増額
- ・ 普通交付税の追加交付による増額（417,652 千円）
- ・ 児童手当の減額による国庫負担金の減額（△35,021 千円）及び県負担金の減額（△6,850 千円）
- ・ 民間保育所運営委託費等の減額に伴う国庫負担金（△34,850 千円）及び県負担金（△17,425 千円）の減額
- ・ 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の内示に伴う国庫補助金の減額（△45,943 千円）
- ・ 保育士等の処遇を改善することを目的とした国庫補助金の計上（6,487 千円）
- ・ ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の増額（585,000 千円）

【歳出】

- ・ 減債基金への積立て（344,543 千円）、まちづくり基金への積立て（585,000 千円）
- ・ 児童手当の決算見込みに伴う減額（△48,720 千円）
- ・ 民間保育所に対する保育所運営委託料（△67,070 千円）及び施設型給付費（△2,630 千円）の決算見込みによる減額
- ・ 社会資本整備総合交付金の内示及び対象事業の精算に伴う工事請負費の減額（△63,480 千円）
- ・ 民間保育所や学童保育所等に係る保育士等処遇改善臨時特例交付金の計上（5,987 千円）
- ・ ふるさと納税制度の実施に係る必要経費の増額（389,081 千円）
- ・ 中主小学校旧館校舎改築工事等の精算に伴う小学校施設整備費の減額（△98,402 千円）
- ・ 野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修工事の精算に伴う中学校施設整備費の減額（△108,615 千円）

□議第 13 号 令和 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 4, 8 4 1, 0 1 7 千円
- ・ 補正額 2 2, 1 0 2 千円
- ・ 補正後予算額 4, 8 6 3, 1 1 9 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 決算見込みによる国民健康保険税の減額（△32,679 千円）

- ・災害臨時特例補助金の交付見込みによる増額（4,782 千円）及び保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の増額（27,897 千円）
- ・保険給付費の決算見込みによる保険給付費普通交付金の増額（22,101 千円）

【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費の決算見込みによる増額（20,000 千円）
- ・出産育児一時金の決算見込みによる増額（2,100 千円）
- ・災害臨時特例補助金の増額に伴う国民健康保険事業費納付金の財源更正

□議第 14 号 令和 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 6 4 7, 4 5 1 千円
- ・補正額 2 0, 4 3 2 千円
- ・補正後予算額 6 6 7, 8 8 3 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の増額（1,665 千円）及び普通徴収保険料の増額（15,469 千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額（3,298 千円）

【歳出】

- ・後期高齢者医療保険料の納付及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額（20,432 千円）

□議第 15 号 令和 3 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5, 0 1 2, 7 8 4 千円
- ・補正額 △ 7, 8 8 6 千円
- ・補正後予算額 5, 0 0 4, 8 9 8 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・地域支援事業費の減額に伴う国庫支出金（△2,569 千円）、支払基金交付金（△2,775 千円）、県支出金（△1,284 千円）及び一般会計繰入金（△1,284 千円）の減額

【歳出】

- ・介護予防・生活支援サービス事業について、決算見込みによる訪問型サービス給付費（△2,450 千円）及び通所型サービス給付費（△4,500 千円）の減額

□議第 16 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 4 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額	3, 0 5 1, 1 3 6 千円
・補正予算額	1, 2 8 6, 1 9 3 千円
・補正後予算額	4, 3 3 7, 3 2 9 千円

〔支出〕

・現計予算額	3, 0 5 1, 1 3 6 千円
・補正予算額	2 1, 0 9 0 千円
・補正後予算額	3, 0 7 2, 2 2 6 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額	5 3 3, 7 3 0 千円
・補正予算額	0 千円
・補正後予算額	5 3 3, 7 3 0 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・一般会計補助金（地方創生臨時交付金）の増額（10,959 千円）
- ・国庫補助金（新型コロナ医療提供体制確保支援事業）の減額（△6,500 千円）及び
県補助金（新型コロナ入院病床確保事業、看護職員等処遇改善事業等）の増額
（1,281,734 千円）

【収益的支出】

- ・看護職員等処遇改善に係る手当の増額（1,090 千円）
- ・修繕費の増額（20,000 千円）

【資本的収入】

- ・国庫補助金（新型コロナ医療提供体制確保支援事業）の計上（6,500 千円）及び県
補助金（新型コロナ設備整備事業）の計上（80,500 千円）
- ・病院事業債の減額（△87,000 千円）

4 条例制定・改廃 14 件

□議第 17 号 野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されたことにより、オンラインによる健康保険証に関する資格確認が可能となったことを受け、所要の改正を行う。

- ・第1条及び第5条第1項 命令改正による条ずれに伴う改正。
- ・別表第2の1及び3 健康保険法等資格者等関係情報、健康保険法等支給関係情報を追加
- ・別表第2の2 健康保険法等資格者等関係情報を追加
- ・別表第2の4 健康保険法等支給関係情報を追加

施行日 令和4年4月1日

□議第18号 野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例

多発する水害への備えを機動的に行うため、また、今後の組織改編にも柔軟に対応するため、水防協議会の委員数を限定しないこととするなど、所要の改正を行う。

- ・第2条 水防協議会委員の構成人数の規定を削除するとともに、構成人数以外の規定においても水防法の規定との整合を図るため、第2条を削除
- ・その他文言修正

施行日 公布の日

□議第19号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

次の附属機関を新規に設置するため、所要の改正を行う。

○「野洲市総合計画・総合戦略評価委員会」

第2次野洲市総合計画及び第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策評価・検証等を行うための機関として新規設置。

- ・「野洲市総合計画・総合戦略評価委員会」を別表第1に追加

施行日 令和4年4月1日

□議第20号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で明らかにされた「妊娠・出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」として、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に関して、所要の改正を行う。

- ・第2条 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止。
- ・第23条 妊娠又は出産等についての申出があった場合の措置について新たに規定
- ・第24条 勤務環境の整備に関する措置について新たに規定

施行日 令和4年4月1日

□議第 21 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 8 月の人事院勧告による期末手当の支給月数の引下げに関し、国家公務員のうち特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を行う予定であり、本市議会議員、市長等の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

○野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

【第 1 条】

- ・期末手当の引下げ 1.675 月→1.625 月 (△0.05 月)

○野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

【第 2 条】

- ・期末手当の引下げ 1.675 月→1.625 月 (△0.05 月)

○野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・付則第 2 項 令和 3 年 12 月の期末手当について、人事院勧告どおり改定した場合と同様の結果となるように措置するための規定

○野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・付則第 3 項 令和 3 年 12 月の期末手当について、人事院勧告どおり改定した場合と同様の結果となるように措置するための規定

施行日 公布の日

□議第 22 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 8 月の人事院勧告による期末手当の支給月数の引下げに関し、国家公務員の期末手当が改定される見込みであることを受け、本市職員の期末手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。また、災害対応や業務における臨時又は緊急の必要性から、管理職員が休日や深夜の時間帯にやむを得ず勤務しなければならない場合の給与上の措置として、管理職手当制度の補完対応を図るため、管理職員特別勤務手当の取扱いに係る改正を行う。

○野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・第 20 条の 2 管理職員特別勤務手当の支給方法等の改正

週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等を管理職員特別勤務手当の対象とするとともに、午後 10 時から午前 5 時までの支給方法を勤務時間数から勤務回数に見直し、運用の改善を行うことで、管理職員の給与上の補完措置を図る。

- ・第 21 条 期末手当の引下げ

正規職員 : 1.275 月 → 1.20 月 (差額分 △0.075 月)

再任用職員 : 0.725 月 → 0.675 月 (差額分 △0.05 月)

- ・付則第2項 令和3年12月の期末手当について、人事院勧告どおり改定した場合と同様の結果となるように措置するための規定
 - 野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
 - ・付則第4項 期末手当の引下げに伴う対応
 - 野洲市企業職員の給与等に関する条例の一部改正
 - ・付則第5項 管理職員特別勤務手当の支給方法等の改正に伴う対応
- 施行日 公布の日

□議第23号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

保険税率等の見直し及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令」が公布されたことにより、所要の改正を行う。

- 保険税率等の見直しに伴う改正
 - ・第3条から第11条 被保険者に係る医療保険分の所得割額、均等割額及び平等割額並びに後期高齢者支援金分及び介護給付金分に係る均等割額及び平等割額を改正

◇医療保険分

	改正前	改正後
所得割	基準総所得金額 × 6.71%	基準総所得金額 × 6.22%
均等割	被保険者(加入者)1人につき 29,084円	被保険者(加入者)1人につき 26,900円
平等割	1世帯につき 21,344円 特定世帯 10,672円 特定継続世帯 16,008円	1世帯につき 18,600円 特定世帯 9,300円 特定継続世帯 13,950円

◇後期高齢者支援金分

	改正前	改正後
所得割	基準総所得金額 × 2.27%	改正なし
均等割	被保険者(加入者)1人につき 9,713円	被保険者(加入者)1人につき 9,700円
平等割	1世帯につき 7,128円 特定世帯 3,564円 特定継続世帯 5,346円	1世帯につき 7,100円 特定世帯 3,550円 特定継続世帯 5,325円

◇介護納付金分

	改正前	改正後
所得割	基準総所得金額 × 2.22%	改正なし
均等割	被保険者(加入者) 1人につき 11,425 円	被保険者(加入者) 1人につき 11,400 円
平等割	1世帯につき 5,703 円	1世帯につき 5,700 円

- ・第 23 条 保険税率等の見直しに合わせて、その額を基に算出される軽減措置に係る 7 割軽減、5 割軽減及び 2 割軽減の軽減額を改正

○法改正等に伴う改正

- ・第 3 条、第 4 条、第 5 条 規定の明確化（「基礎課税額の」を追加）
- ・第 6 条 不要な規定の削除（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」削除）
- ・第 15 条 所要の規定の整備（「同条」を「その減額後」に改正）
- ・第 23 条 法規定の新設に合わせて新設（未就学児の被保険者均等割額の減額について第 2 項を新たに規定）規定の明確化（「基礎課税額の」を追加）
- ・その他 法改正等による条項ずれに伴う改正、文言修正

施行日 令和 4 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の向上の推進を図ることを目的に、子ども医療費助成の対象者を小学 6 年生までに拡大するため、所要の改正を行う。

- ・子どもの通院医療費について、小学 3 年生までを助成対象としている現行の制度から、小学 4 年生から小学 6 年生についても、下記自己負担金を控除した額を助成するよう該当箇所を改正。

自己負担金：小学 3 年生までと同様に 1 診療報酬明細書当たり 500 円（調剤報酬明細書には適用しない）また、県内医療機関での入院についても、小学 3 年生までと同様に現物給付

施行日 令和 4 年 10 月 1 日

□議第 25 号 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおいて開発等を抑制する観点から、都市計画法、同法施行令及び同法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- ・第 2 条及び第 3 条 市街化調整区域において特例的に開発等を認める法第 34 条第 11 号及び同条第 12 号により条例で指定する土地の区域について、政令に定める災害リスクの高い区域を除外

施行日 令和 4 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

地域ふれあい公園の設置又は廃止について、必要事項を公告する手続とすることにより、手続の簡素化と市民への迅速な周知を図るため、所要の改正を行う。

- ・第 2 条 地域ふれあい公園を設置又は廃止する際には、別表の改正手続を行っていたが、名称、位置及び利用開始又は廃止の期日を公告する手続に改正
- ・別表 手続の変更に伴い削除

施行日 公布の日

□議第 27 号 野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加していることから、報酬額を引き上げる処遇改善のため、所要の改正を行う。

- ・別表第 1 年額報酬の改正

区分	報酬の額（年額）
団長	67,000 円 → 72,000 円
副団長	55,000 円 → 60,000 円
分団長	43,000 円 → 48,000 円
副分団長	30,000 円 → 35,000 円
部長	27,000 円 → 32,000 円
班長	21,000 円 → 26,000 円
団員	15,000 円 → 23,000 円

- ・別表第 2 出動報酬の改正

区分	金額
非常出動	1 回につき 2,100 円 → 3,500 円
訓練等出動	1 回につき 1,700 円 → 2,000 円

施行日 令和 4 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第 65 条において消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことにより、所要の改正を行う。

- ・第 3 条第 2 項 株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資制度の廃止に伴い、ただし書を削除

施行日 令和 4 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市使用料条例等の一部を改正する条例

行財政改革の取組として、利用者に適正な受益者負担を求めることとし、統一した基準により使用料の見直しを行った結果を受け、各施設等の使用料に係る条例の規定について、所要の改正を行う。

○【第 1 条】野洲市使用料条例の一部改正

- ・使用料改定：通学バス、学校施設、図書館、歴史民俗博物館、コミュニティセンター、田園空間センター、総合体育館、B & G 海洋センター、なかよし交流館、コミュニティバス、市民農園、蓮池の里グラウンドゴルフ場、クリーンセンター会議室

○【第 2 条】野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部改正

- ・使用料改定：通園バス

○【第 3 条】野洲市都市公園条例の一部改正

- ・使用料改定：野洲川河川公園

○【第 4 条】野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部改正

- ・有料施設から蓮池の里グラウンドゴルフ場を削除

○【第 5 条】野洲市図書館条例

- ・有料施設に工房室を追加

施行日 令和 4 年 10 月 1 日（第 1 条中別表第 19 の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日、第 1 条中第 3 条第 1 項第 3 号及び別表第 14 並びに第 2 条の改正規定は令和 5 年 4 月 1 日）

□議第 30 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

行財政改革の取組として、利用者に適正な受益者負担を求めることとし、統一した基準により手数料の見直しを行った結果を受け、各種証明書や許可申請等の手数料に係る条例の規定について、所要の改正を行う。

○【市民課所管分】

- ・別表第 1、別表第 2、別表第 4 住民票、印鑑登録等に係る窓口発行手数料 300 円 → 350 円

○【税務課所管分】

- ・第 2 条第 1 項第 11 号～第 14 号、別表第 10 所得証明、課税証明等窓口発行手数料 300 円 → 350 円

○【納税推進課所管分】

- ・別表第 2 納税証明書等発行手数料 300 円 → 350 円

○【住宅課所管分】

- ・別表第 6、別表第 7 租税特別措置法関係、開発許可審査手数料 県条例に合わせて改正

○【クリーンセンター所管分】

- ・別表第13 一般廃棄物搬入手数料 (例) 家庭系可燃ごみ 100円/10kg
→ 120円/10kg までごとに

○【その他関係各課所管分】

- ・第2条第1項第15号 その他一般証明発行手数料 300円 → 350円

施行日 令和4年10月1日

※市民課及び税務課所管の証明書の一部についてはコンビニ交付が可能だが、マイナンバーカード取得推進と市民の利便性向上を図るため、コンビニ交付手数料は現行どおり据え置く。

5 その他 3件

□議第31号 名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の変更について

令和2年6月25日に議決を得た、名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

- ・撤去工事完了に伴う事業費変更による減額
記

①協定変更金額

変更前協定金額	357,670,500円 (令和2年6月議決)
変更減額分	△36,991,904円
変更後協定金額	320,678,596円

②協定の相手方

大阪府茨木市岩倉町1番13号
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長

□議第32号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に事業契約の議決を得、令和3年3月24日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

- ・運營業務費の物価変動による増額

記

①事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2,640,210,830円 (令和3年3月変更後)
 変更増額分 13,784,756円
 変更後事業契約金額 2,653,995,586円

②維持管理業務（警備保安業務を除く）の物価変動

企業向けサービス価格指数 … 労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）

平成30年平均	令和3年8月（確報）	改定率
101.63	105.3	3.6%

③契約の相手方

滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6
 野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社
 代表取締役

□議第33号 第2次野洲市環境基本計画の改訂について

第2次野洲市環境基本計画を改訂することについて、野洲市議会基本条例第11条の規定に基づき、議会の議決を求める。

6 人事案件 2件

□議第34号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏名	住所	生年月日
みむら ますお 三村 益夫		

※任期 令和4年7月1日から令和7年6月30日（3年間）

□議第35号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏名	住所	生年月日
しんじょう ひろこ 新庄 寛子		

※任期 令和4年7月1日から令和7年6月30日（3年間）